

【見直しのポイント】の説明

※ポンチ絵左側のブルーの枠内見直しのポイントを中心に説明

▽見直しに至った経緯

- ・行政レビューで「見直し」または「廃止」との意見あり
- ・財政的負担を含めて地方の関与を増やすこと

〈採択に係る改善点〉

1 現場実態を踏まえた優先順位	
(1) 長期にわたって手入れをされていない里山林を優先的に採択	① 詳細については、林野庁で検討中。
(2) 活動組織が、市町村と事前に協議し、活動内容の有効性等を市町村が確認する仕組みを設定	① 市町村の関与を増やすため、活動組織は地域協議会に申請する前に活動計画書を市町村に見てもらい確認を得ることが必要。
	② 活動組織は市町村が「活動計画を確認した」後で、地域協議会に助成金申請を行うことが必要。
	③ 市町村との協議のための各種様式は林野庁が要綱で示す予定。
2 活動の持続性	
活動組織は、①会費を徴収するなど財政的な基盤があり、②安全研修を計画しているなど一定の安全技術の向上が期待できる組織のみを採択	① 会員から集めた会費を活動に充当することが必要。
	② 安全技術の向上のための研修を活動計画に入れ実施することが必要。

〈支援内容の改善点〉

3 教育・研修活動タイプ及び森林機能強化タイプは単独では実施せず、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせて実施	① メインメニューは「地域環境保全タイプ」「森林資源利用タイプ」とする。
	② サブメニューは「教育・研修活動タイプ」「森林機能強化タイプ」「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」とする。
	③ サブメニューはメインメニューとの組み合わせで実施となり、サブメニュー単独では実施出来ない。

〈評価に係る改善点〉

4 活動組織が設定する成果目標について国がガイドラインを示して客観的・定量的な目標を設定	① 林野庁がガイドラインを作成し示すので、活動組織はそれに沿い成果目標を設定し、事業の自己評価を実施する。
--	---

〈その他資料に記載されていない事項〉

5 事業期間	① H29年度から加わった新たな採択条件は、H27年度・H28年度に採択された事業についても適用となる。
	② H26年度に採択された事業はH28年度で原則3年期間満了終了とするが、H29年度にも引き続き新規事業として申請できるような経過措置を林野庁は検討中。
	③ H29年度に新規に申請する事業の計画期間は3年間とする。
6 事業費の地方負担	① 林野庁ではH29年度からは地方負担を求める方向で検討している。このことから、道や市町村においても対応を検討中。
	② 採択基準についても、現在林野庁において検討中。

(注) この資料は、林野庁の平成29年度概算要求資料と会議での説明等により作成していますが、詳細は未定です。情報を入手次第、随時更新していきますのでご了承ください。